

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

竹富町長 西大舩 高旬



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

黒島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 2 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人： 2 経営体

個人： 2 7 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる

5. 農地中間管理機構の活用方針

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・農地が不足しているため、町有地や今後リタイア等で離農した農地を把握し中心経営体へのマッチングを行うことにより対応していく。